

【06】

しづおか優良木材製品品質規格基準

- 第1 この基準は、しづおか優良木材製品の品質規格について定める。
- 第2 この基準における用語の定義は、日本農林規格、日本工業規格及びAQ認証制度に準じる。
- 第3 製材品の基準は、次のとおりとする。

区分 材種	構造用製材			造作用製材																	
	JAS規格甲種 構造用Ⅰ相当	JAS規格甲種 構造用Ⅱ相当	JAS規格乙種 構造用相当	造作類	壁板類																
品質基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸身</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>曲り</td><td>0.2%以下</td></tr> <tr> <td>甲種</td><td>0.1%以下</td></tr> <tr> <td>乙種</td><td></td></tr> <tr> <td>その他欠点</td><td>軽微</td></tr> </tbody> </table>			区分	基準	丸身	なし	曲り	0.2%以下	甲種	0.1%以下	乙種		その他欠点	軽微	あて及びその他の欠点が軽微であること。					
区分	基準																				
丸身	なし																				
曲り	0.2%以下																				
甲種	0.1%以下																				
乙種																					
その他欠点	軽微																				
寸法基準	<p>表示された寸法と測定した寸法との差が、下表の右欄に掲げる数値以下であること。 単位：mm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>表示寸法との差</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材辺 仕上げ</td><td>-0 +1.0</td></tr> <tr> <td>材辺 未仕上げ</td><td>-0 +2.0</td></tr> <tr> <td>材長</td><td>-0 無制限</td></tr> </tbody> </table>			区分	表示寸法との差	材辺 仕上げ	-0 +1.0	材辺 未仕上げ	-0 +2.0	材長	-0 無制限	<p>表示された寸法と測定した寸法との差が、下表の右欄に掲げる数値以下であること。 単位：mm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>表示寸法との差</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材辺 仕上げ</td><td>-0 +1.0</td></tr> <tr> <td>材辺 未仕上げ</td><td>-0 +2.0</td></tr> <tr> <td>材長</td><td>-0 無制限</td></tr> </tbody> </table>		区分	表示寸法との差	材辺 仕上げ	-0 +1.0	材辺 未仕上げ	-0 +2.0	材長	-0 無制限
区分	表示寸法との差																				
材辺 仕上げ	-0 +1.0																				
材辺 未仕上げ	-0 +2.0																				
材長	-0 無制限																				
区分	表示寸法との差																				
材辺 仕上げ	-0 +1.0																				
材辺 未仕上げ	-0 +2.0																				
材長	-0 無制限																				
乾燥基準	含水率20%以下とする。但し、未仕上げ材については、仕上げ後の含水率が20%以下になるようにすること。			含水率18%以下とする。	含水率15%以下とする。																
強度基準	<p>スギ：E70相当以上 ヒノキ：E90相当以上 (注) 強度基準については、木口の短辺(厚さ)90mm以上の断面を有する構造用製材に適用する。</p>																				
原材	静岡県産材証明制度により管理された原木であること。なお、原木は、合法性が証明されたものであること。																				

- 第4 製材品以外の木質建材の基準は、次のとおりとする。

区分	製材品以外(木質建材)
品質基準	1 日本農林規格、日本工業規格及びAQ認証のいずれかの認証に基づき製造された製品であること。
寸法基準	2 ホルムアルデヒド放散量の平均値が0.3mg/L以下、最大値が0.4mg/L以下であること。
乾燥基準	
強度基準	
原材	静岡県産材証明制度により管理された原木であること。なお、原木は合法性が証明されたものであること。 ただし、基準に定められた強度を確保する上で必要な場合に限り、50%以内で県産材以外を使用することができる。